34　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

35　法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

36　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

［37～62　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

2　法別表第四の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害救助法第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

3　法別表第四の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害救助法第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

4　法別表第四の一の四の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

34　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその求に対する応答とする。

35　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその求に対する応答とする。

36　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその求に対する応答とする。

［37～62　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［新設］

［新設］

2　法別表第四の一の二の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

5　法別表第四の一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

6　法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

7　法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

8　法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

9～24　［略］

［削る］

25　法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

26　法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

27　法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

28　法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

29　法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

30　法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

31　法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

3　法別表第四の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

4　法別表第四の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

5　法別表第四の一の五の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

6　法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

7～22　［同上］

23　法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害救助法第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

24　法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

25　法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

26　法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

27　法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

28　法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

29　法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

30　法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］